

平成 31 年度 普天間・辺野古新基地建設問題に係る
シンポジウム開催等業務委託 募集要項

1 事業趣旨

沖縄県の基地問題・基地負担の現状を広く日本国民に伝え、その中でも喫緊の課題となっている普天間飛行場の危険性除去の問題、及び、その代替施設として実施されている辺野古新基地建設問題について周知・問題提起することにより、これらの問題解決に向けた国民的議論につなげる機運の醸成を図る。

2 委託業務

(1) 委託業務名

「平成 31 年度 普天間・辺野古新基地建設問題に係るシンポジウム開催等業務委託事業」

(2) 選定方法

本業務を委託する候補事業者は、プロポーザル方式で決定する。

(3) 委託期間

契約の日から平成32年3月31日まで

(4) 業務内容

シンポジウム及びキャラバンの準備、実施

詳細は、業務仕様書（以下「仕様書」という）を参照すること。

(5) 上限額

仕様書に基づき、本業務の実施に必要となる一切の経費を含め、10,435,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として見積もること。なお、この上限額は企画提案のために提示した金額であり、契約金額ではない。

3 応募資格（次に掲げる要件を全て満たすこと）

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項(※)に該当しないこと。

(※)地方自治法施行令（昭和22年5月3日号外政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(3) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第6条に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の規定に該当しないこと。

(4) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、上記2の(4)に掲げる委託業務を的

確に実施できる能力を有すること。

- (5) 過去3年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体又は公共的団体が行った自然保護関連の会議開催などの同種または類似業務の実績があること。

様式5に併せて、実施した際のチラシやwebサイトなどを提示すること。

類似業務及び下記ア～ウの実績がない場合や実施が困難な場合は、その実績を持つ組織・企業等と企画立案を行うこと。（(6)共同企業体の項を参照。）

- (6) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおり。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)～(4)の要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(5)の要件を満たす者であること。

エ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。

- (7) 1提案者（共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体）につき、提案は1件であること。

4 質問、企画提案

- (1) 企画提案に関する質問

質問がある場合は、平成31年4月24日（水）12時までに、質問票（様式6）をE-mailにより提出すること。なお、質問及び回答の内容は、25日17時までに辺野古新基地建設問題対策課ホームページに掲載する。

E-mail送信先：aa071404@pref.okinawa.lg.jp

（件名を「普天間・辺野古新基地建設問題に係るシンポジウム開催等業務委託について」とすること）

- (2) 企画提案書の提出

企画提案書は、次の①から⑤の書類及び見積書（任意様式）（7部：内6部は写し可）により行い、令和元年5月2日（木）17時までに下記あてに提出すること。提出方法は持参または郵送とする。（到着確認が可能な手段で、申込期限必着）

企画提案書提出先：900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県 知事公室 辺野古新基地建設問題対策課（県庁6階）

担当：賀数 電話：098（866）7495

企画提案書作成にあたっては、仕様書を原則とするが、事業趣旨に沿う範囲であれば、異なる内容の提案も認める。ただし、異なる点を明示すること。

ア 応募申請書（様式1）

イ 企画提案書（様式2）※可能な限り具体的に明示すること。

ウ 誓約書（様式3）

エ 質問書（様式4）

(3) 記載事項

様式2（企画提案書）については、「1 事業趣旨」を踏まえ、シンポジウムのテーマ、事業実施の組織体制、実施スケジュール、招聘する有識者等の専門分野等を明示すること。

（企画提案としての提示であり、実際の登壇者などについては、県と調整し決定する。）
また、企画提案書の中では、仕様書のチラシや広報計画等に加え、事業概要の周知などについて効果的な方法等があれば示すこと。

(4) 審査結果

結果の通知は、令和元年5月中旬を予定している。

(5) 言語及び通貨

使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

5 提案の選定と評価基準

(1) 応募のあった提案は、関係者で組織する審査委員会において書類審査を行い、順位を決定する。必要に応じてプレゼンテーションなど2次審査を行う場合がある。

(2) 提出書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

(3) 提出された企画提案、審査内容、審査経過は、公表しない。

(4) 募集は、企画提案の順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。

(5) 審査は、以下の観点から行う。

ア 提案内容の的確性

事業趣旨に整合し、仕様書に示した業務を適確に把握たうえで、着実に実行できる内容となっているか。

イ 執行体制

業務を確実に実施できる執行体制となっているか。

ウ 事業実績

同種または類似業務の実績から、業務の遂行は可能と認められるか。

エ 積算額

適切な積算額となっているか。